

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成22年8月10日

神奈川県監査委員 木原英和
 同 高岡香
 同 国吉一夫
 同 此村善人

1 不適正経理処理に対応した「預け金」関連の聴取を行った。平成21年度における財務に関する事務の執行について監査を行った。

(1) 指導事項及び要望事項が認められた監査実施箇所

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	監査の結果
神奈川県緑県税事務所 所管区域：横浜市緑区、青葉区及び都筑区	平成22年7月16日 (平成22年5月27日職員調査)	県税に係る賦課徴収に関する事務を行っている。	(指導事項) 物品管理事務において、備品出納簿等に記載された備品の所在が確認できなかったものがあった。また、物品出納員が備える備品出納簿に記載されている備品の数量と使用者から提出された物品管理票の合計数量が一致していないものがあった。
神奈川県厚木土木事務所 所管区域：厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町及び清川村 相模川については神川橋から小倉橋まで	平成22年7月16日 (平成22年5月26日職員調査)	道路、河川、砂防等の土木施設の維持、改良工事等の土木事業を実施しているほか、道路法、建築基準法、都市計画法等に基づく許認可事務等を行っている。	(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 不適正経理問題に関する全庁調査の際に取得したと報告された備品の所在が確認できなかった。 2 予算の執行において、物品の購入にかかる支出負担行為を納品後に行っているものがあった。 3 契約事務において、次のとおり事務処理が不適切であった。 (1) 物品の購入に当たり、会計局長通知（平成22年2月2日付け会指第82号）に反

			<p>し、3月に契約を締結していた。</p> <p>(2) 物品の購入に当たり、一者からのみ見積書を徴し、同月内に複数回に分けて随意契約を締結しているものがあった。</p> <p>(3) 洗米器（産業廃棄物）の廃棄に当たり、収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可のない業者に処分させていた。</p> <p>(4) 物品使用貸借契約に当たり、その原因となる福利厚生事業運営委託契約の契約期間を超えて契約を締結していた。</p> <p>(5) 物品使用貸借契約に当たり、貸付物品の更新に伴う変更契約の締結時期が不適切であった。</p> <p>4 物品管理事務において、次のとおり事務処理が不適切であった。</p> <p>(1) 物品管理事務において、備品の所在が確認できないもの、数量が一致していないものがあった。</p> <p>(2) 神奈川県財務規則に定められた物品貸付簿に借受者の押印がされていなかった。</p>
--	--	--	--